狛江市と読売巨人軍との相互協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社読売巨人軍（以下「乙」という。）は，相互協力に関する基本的事項について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲と乙が野球を中心としたスポーツの発展・振興のため相互協力し，地域社会におけるスポーツの発展と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（相互協力）

第２条　相互協力する事業は，次のとおりとする。

（１）野球その他のスポーツの普及事業

（２）乙と市民の交流事業

（３）乙のアカデミー事業

（４）社会貢献・野球振興事業（野球教室，講習会，ゲストティーチャー，中学校・小学校・幼稚園等の訪問等）

（５）前各号に掲げるもののほか，この協定の目的を達成するため甲及び乙が必要と認める事業

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は，締結の日から２年間とする。ただし，有効期間満了日の 90 日前までに，甲又は乙のいずれからも相手方に対する終了の意思表示がないときは，同一の条件でさらに１年間延長するものとし，その後も同様とする。

（その他）

第４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有する。

平成 30 年１月 14 日

甲　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号
狛江市
狛江市長　　高　橋　都　彦

乙　東京都千代田区大手町一丁目７番１号
株式会社読売巨人軍
代表取締役社長　　石　井　一　夫